りびんぐらいぶず　令和2（2020）年5月第1号

大行をどう頂戴するか

◆ご讃題

◆たとひわれ仏を得たらんに、十方世界の無量の諸仏、ことごとく咨嗟して、わが名を称せずは、正覚を取らじ(第十七願)。

◆たとひわれ仏を得たらんに、十方の衆生、至心信楽してわが国に生ぜんと欲ひて、乃至十念せん。もし生ぜずは、正覚を取らじ。(除、唯除の御文)(第十八願)。

(Ref『仏説無量寿経　巻上』註釈版聖典 p18)

◆はじめに

浄土真宗で行信を表すのに宗祖教学では「行信次第」と「信行次第」の法相がある。

◆『教行信証』、『浄土和讃』冠頭讃**「弥陀の名号となへつつ、信心まことにうるひとは憶念の心つねにして　仏恩報ずるおもひあり」**は前者であり、行信次第・報恩のループを示す。

◆『正信念佛偈』は、行巻末尾の「偈前の釈」では、「行信次第」が原則であるが、龍樹讃の**「憶念弥陀仏本願　自然即時入必定　唯能常称如来号　応報大悲弘誓恩」**は例外的に「信行次第」で示される。

一方、覚如上人の「信因称報説」は、「信行次第」である。「信因称報説」で、第十八願文の「十念」をなぜ報恩感謝のみで捉えるかが実は大問題である。

◆ご本山の御堂法話に出講して気付く事は、外陣の篤信の御門徒さんを除いては、お念仏の声が聞こえないことである。

信前行後の法相でお念仏の声が聞こえないことは信心未獲得のゆゆしい事態を物語る。称名を信後の報恩感謝の相続面としてしか案内してこなかったリスクを現実面から突きつけられた姿である。

◆そこで改めて「就行立信釈」、「三選の御文」、「歎異鈔第二条」の親鸞聖人のご述懐を見直すと何れも行信次第だから、信因称報説だけが異例の信行次第になる。江戸宗学も実践面は、能所不二だったからこれに合わせるのが伝道上は無難である。

◆大行の内容

この点に留意して空華学派の論理をお訊ねしてみると次のようになる（Ref 梯　實圓『親鸞教学の特色と展開』「空華学派の特徴」P301～322）

「行文類」ではまず最初に大行の物柄が定義される。**「大行とは、すなはち無礙光如来の名を称するなり」**である。これを古来、大行の「出体釈」と呼ぶ。

さらに「行文類」を拝読すれば、**称名破満釈**（しょうみょうはまんじゃく）、**行一念釈**、さらには**一乗海釈**の**二教対**の念佛／諸善比校（ひきょう）対論が目に留まる。

これら「行文類」の大行を顕す引文の殆どが称名が往生行であることを証する文であることから見ても、「行文類」は、称名を大行とされているとしか見えない

◆それについて空華の先師は、出体釈は、大行が能所不二(＝称える称名と称えられる名号は不二)の行であることを顕すために、敢えて称名をもって出体されたのだと云われる。すなはち「法体の名号」と云っても、法界に弧然とあって、まだ機(衆生)に届いておらず、往生の業因となって働くには至っていない名号を大行というのではないと云われる。

すでに機の上に届いて、行となり信となって衆生を往生せしめつつある名号を大行というのであるということを顕すためにあえて称名をもって出体し、称名となって働いている名号を大行というのだということを明らかにされたのだと云われる。

このことは、十念には、大行となって働くまでに至っているとは云えない称名と大行となって働いている称名の区別があることを云っていることになる。

(考察)後者のみを云うのならば、信因称報と云えるも、伝道教学のためには、未信の行者を対象とするから前者を視野に入れなければ足りない。

◆実はこのことをはっきりさせるために、越中空華(行信教校の創立者、利井鮮妙師)では、名号に二つの段取りをお分けになる。

一つは**「法体成就門」**の名号であり、もう一つは**「現在対機門」**の名号と称される。

「法体成就門」の名号は、十劫正覚と同時に名号は成就され、諸仏の讃嘆(第十七願)を通して衆生に届けられるべき名号ではあっても、未だ、衆生の上で行となり、聞名せしめて信となり、証となって働いているとは云えないから、働きの上では、現にまだ、衆生には

届いているとまではいえない(側線部加入)。この位の名号は、永い光号摂化の後に衆生に届けられて四法（教行信証）となるべき徳を円かに具えている名号であるから**「法体成就門」**の名号と呼ばれる。

それに対して**「現在対機門」**の名号とは、第十七願位の名号であって、既に諸仏の讃嘆を通して衆生の上に届き、称名となり聞名せしめて信心となり、衆生の上に往生の因となって働いて下さる名号のことをいう。

「法体成就門」の名号は、往生の因となり果となるべき徳を具えた名号であるが、まだ衆生の上で働いているとは云えない。

一方、**「現在対機門」**の名号は、既に称名となり、聞名せしめて信心となり、往生の因となって働く名号である。

そのことを明らかにするために「行文類」では、行信を並べ上げて名号の利益を語られているのはそのゆえである(p141)。

「出体釈」で称名だけを挙げられたのは、聞名を実現せしめんがために、称名という衆生の造作の本質は如来から回向された造作であることを明らかにするためだったからである。

このように衆生の称名している姿が名号の活動相であるような意味をもつ**法体大行**を顕すために敢えて称名をもって大行の出体をされたのである。

このように衆生の称名がそのまま如来の名号の活動相であることを**「称名即名号」**といい、**「能所不二」**の大行と云う。

第十八願の他力の称名は、第二十願と異なって能称の功をみないから称名しているままが名号が現れている姿であり、名号の独用（どくゆう）を仰いでいるほかはないというので「称名即名号（能行即所行・能所不二）といい、そのような他力の称名は、名号のいわれのとおりに疑いなく信じている信心の表れだから、信心が口に現れているような称名であると云うので、**「称名即信心」**であるともいわれたのである。

このように名号、信心、称名の三法が融即（ゆうそく）している名号を大行といわれたのである。

◆考察

　してみれば、第十八願で誓われた十念には前後関係があり、初めは、衆生が**「法体成就門」**の名号を与えられて称えては居たとしても大行として働いているとまでは云えず、

　如来様のお育てが成就し、やがては終にそのときがやってきて本願成就文の一念となるそのときが**「現在対機門」**の名号として恵まれた姿だということになる。

◆本願力回向の利益は、自力心を否定した他力の救いであり、すべての衆生が、無上涅槃を証ることのできる**誓願一仏乗**の大道である。**「現在対機門」**という名号用語が導入されるのであれば「自力心を否定した」という規定は適切ではなく、瓜生津隆雄他先哲和上様からお聞かせ戴いた「自力無功となった」という表現が自然である。

◆お念仏の直後に**「どういうご利益がありますか」**とお訊ねになるお方へのお応えは、「行の中に利益は既に内包されている」から、「お答えは、如来様から与えられるお念仏にありますよ。それ故、唯今のお姿で執われなくお念仏なさいませよ」とお応えすることにあると云える。承元の法難で法然聖人が讃岐に向われる途上、室の津の港で聖人をお訊ねした「遊女」へのお応えが思い起こされる。

◆例えば施設法話でお勤めの直後に、お聴聞の皆様に**「皆様今どこにいらっしゃいますか」**とお訊ねすると新鮮に響くのはなぜかのお応えは、**「現在対機門」**でご説明するとピッタリ来るかと窺われる。**合掌。**

◆仏教壮年会お聴聞の会六月7日(日)二十時より

◆仏教婦人会例会　六月十六日(火) 十九時半より

著作編集兼発行元(本願寺派 正覚寺内) 〒520-0501 大津市北小松四五二番地
TEL077-596-0166、FAX077-596-0196 住職 堅田 玄宥